

文部科学省設置法の一部を改正する法律案 参照条文

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 地方教育行政に関する制度の企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

四 （略）

五 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

六〇八 （略）

九 初等中等教育の基準の設定に関すること。

十・十一 （略）

十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関すること。

十三〇十六 （略）

十七 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。

十八〇二十三 （略）

二十四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること。

二十五〇二十九 （略）

三十 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること。

三十一〇三十五 （略）

三十六 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

三十七 （略）

- 三十八 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 三十九 公立の文教施設の整備のための補助に関すること。
- 四十〜四十二 (略)
- 四十三 体力の保持及び増進の推進に関すること。
- 四十四〜七十 (略)
- 七十一から七十五まで 削除
- 七十六 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 七十七 スポーツのための助成に関すること。
- 七十八 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。
- 七十九 スポーツに関する競技水準の向上に関すること。
- 八十 スポーツ振興投票に関すること。
- 八十一 文化(文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十七号において同じ。)に係る事項を除く。次号及び第八十四号において同じ。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 八十二 文化の振興のための助成に関すること。
- 八十三 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。
- 八十四 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
- 八十五 国語の改善及びその普及に関すること。
- 八十六 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること。
- 八十七 文化財の保存及び活用に関すること。
- 八十八 アイヌ文化の振興に関すること。
- 八十九 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
- 九十 国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るものを除く)。
- 九十一 ユネスコ活動(ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)第二条に規定するユネスコ活動をいう。)の振興に関すること(外交政策に係るものを除く)。
- 九十二 (略)

- 九十三 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九十四 教育関係職員、研究者、社会教育に関する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の関係者に対し、教育、学術、スポーツ及び文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 九十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

- 第三条（略）
- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3（略）
- 4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

別表第一（第三条関係）

省		委員会		庁	
文部科学省	（略）	（略）	（略）	文化庁	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）